

助成金の組合員への送金について

2024年度から、助成金の組合員への送金は、原則、年1回とすることとしており、2025年2月28日（金）までに共済組合宛て請求があったものを対象に、2025年3月21日（金）に組合員の給付金等の受取金融機関に送金する予定ですので、次のとおりお知らせします。

○送金する助成金について

ガン検診助成、補装具費助成、宿泊利用助成、インフルエンザ予防接種助成

○請求書の提出について

2025年2月28日（金）までに共済組合宛て請求いただくよう、所属所へ依頼しておりますので、共済事務担当課への請求書の提出期限は、担当者へご確認ください。

※送金エラーを防ぐために、口座名義の変更等をされた場合は、「給付金等の受取金融機関届書」を2025年2月28日（金）までに共済組合に届くよう、共済事務担当課へご提出ください。

※2025年2月28日（金）までに共済組合宛て請求があったものについて、請求が複数あった場合は、合算して送金します。また、遺族支援保険の配当金についても、合算して送金します。

※任意継続組合員の方は、直接、共済組合へ請求書を送付してください。